

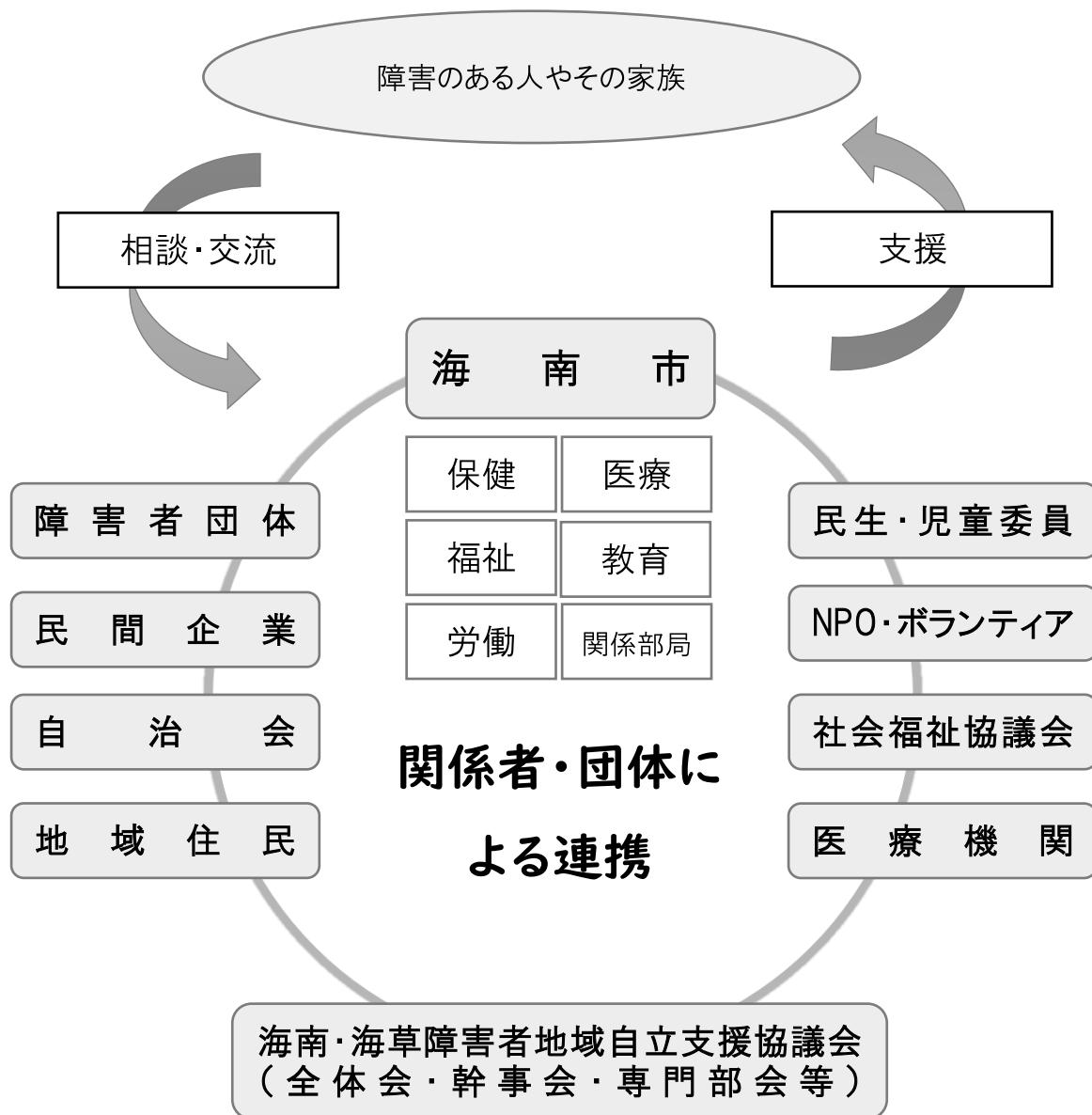
# 計画の推進と進捗管理

このセクションでは、組織が実施する計画の推進と進捗管理について説明します。



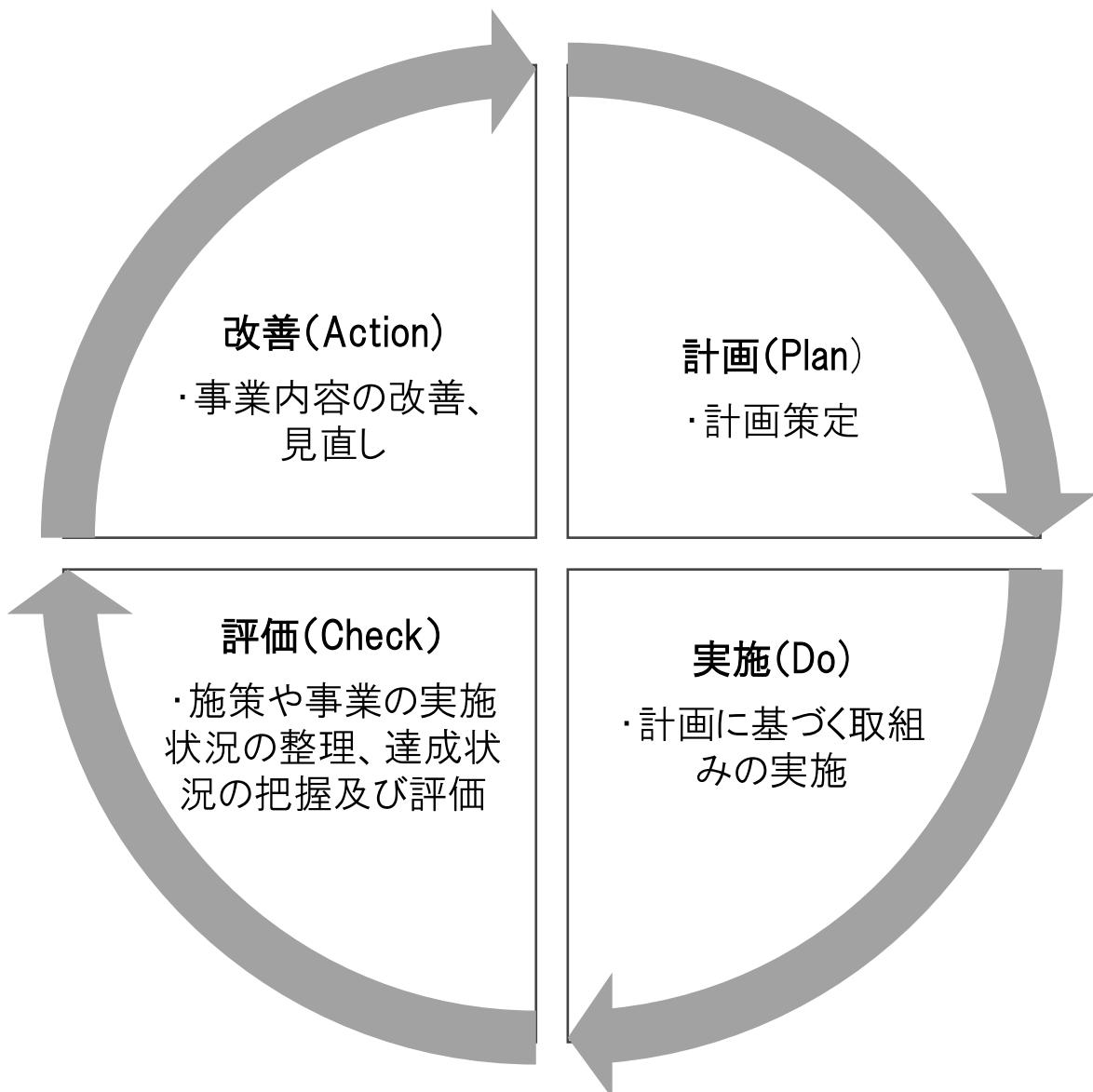
## I. 計画の推進体制

本計画を推進していくため、地域の関係機関や関係団体等との連携体制の強化に取り組み、障害のある人やその家族にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。



## 2. 計画の達成状況の点検及び評価

PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、海南・海草障害者地域自立支援協議会及び障害者施策を協議する目的で市に設置されている海南市障害者施策推進本部会議の意見を聴きながら、各施策の実施状況等を点検します。



### 3. 計画策定にあたっての体制

本計画の策定にあたっては、地域で経常的に障害者支援の検討を行っている海南・海草障害者地域自立支援協議会幹事会により、専門的な検討を行いました。

#### ■海南・海草障害者地域自立支援協議会幹事会 名簿（敬称略）

	氏名	所属
1	磯山 美富	社会福祉法人和歌山県福祉事業団 海草圏域障害児者相談支援事業所 らん
2	松岡 歩	社会福祉法人あおい会 療育センターAOI
3	榎 浩信	社会福祉法人和歌山県福祉事業団 海草圏域障害児者相談支援事業所 らん
4	坂本 和晶	国保野上厚生総合病院相談支援事業所
5	石橋 和也	社会福祉法人あおい会 もなみ
6	吉井 弥生	社会福祉法人和歌山県福祉事業団 海草生活総合支援センター あかり
7	岩本 匡史	社会福祉法人一峰会 あすの実
8	上田 融	社会福祉法人あおい会 エトワル
9	柴田 竜夫	社会福祉法人紀の川福祉会 (和歌山県相談支援体制整備事業アドバイザー)
10	三口 素美雄	社会福祉法人海南市社会福祉協議会
11	辻村 由佳	和歌山県海草振興局健康福祉部総務福祉課
12	山本 和生	海南市身体障害者連盟
13	小坂 葉子	海南たんぽぽの会
14	角田 繁	海南海草地方精神障害者家族会 紙ふうせん
15	由良 好史	海南市障害児者父母の会

順不同 敬称略

## 4. 関連する法令等

### 障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二十五年六月二十六日法律第八十四号

（障害者基本計画等）

#### 第十二条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

## 障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

最終改正：平成三十年六月八日法律第四十四号

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならぬ。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ。
- 12 市町村は市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## 児童福祉法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

最終改正：令和二年六月十日法律第四十一号

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
  - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聽かなければならぬ。
- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聽かなければならぬ。
- 第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## **海南・海草障害者地域自立支援協議会設置要綱（抜粋）**

（名称）

第1条 この協議会の名称は、海南・海草障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、相談支援事業をはじめとする障害者又は障害児の生活を支えるためのシステム作りその他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第1条に規定する目的を達成するために必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議会において協議する事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 海南市及び紀美野町（以下「関係市町」という。）が実施する相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第5条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関係団体（第7条において「関係機関等」という。）をもって構成する。

（全体会）

第7条 第4条各号に規定する内容全般についての情報交換、施策の策定、機関連携のあり方及び役割分担について協議するため、協議会に全体会を置く。

- 2 全体会の委員は、関係機関等の代表者及び海南市長及び紀美野町長が指名する者をもって充てる。
- 3 全体会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第8条 協議会への報告事項及び個別の障害者及び障害児への支援内容の検討を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、関係市町の障害福祉担当課の職員、関係市町が委託している相談支援事業受託事業所の職員その他会長が必要と認める者をもって充てる。

別表（第5条関係）

1 関係機関

海南市くらし部 海南市教育委員会 紀美野町保健福祉課 紀美野町教育委員会 海南市社会福祉協議会 紀美野町社会福祉協議会 和歌山県海草振興局健康福祉部総務福祉課 和歌山県立紀北支援学校 和歌山県立たちはな支援学校 海南公共職業安定所 障害者就業・生活支援センターると

2 関係団体

海南市身体障害者連盟 紀美野町身体障害者会 海南市障害児者父母の会 紀美野町障害児者父母の会 海南たんぽぽの会 海南海草地方精神障害者家族会「紙ふうせん」海南医師会 海南市民生委員児童委員協議会 紀美野町民生児童委員協議会 海南市人権尊重推進協議会 海南省自治会連絡協議会 紀美野町区長会

## 用語解説





## 《あ行》

### ◎アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ。

### ◎一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

### ◎医療的ケア児

医学の進歩を背景として、N I C U（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童等のこと。

### ◎インクルーシブ教育

障害のある子どもを含む、すべての子どもに対して、一人ひとりの教育ニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育を指す。

### ◎N P O (Non - Profit Organization)

公的な行政や営利活動を行う企業に対し、私的な利益を目的としない活動に取り組む民間非営利組織や団体。

## 《か行》

### ◎海南市障害者施策推進本部

総合的な障害者施策の円滑かつ効果的な推進について、障害者基本計画をはじめ必要な事項等を協議するため平成 18 年に設置された府内組織。

### ◎共生

文化や価値観の違いなどを認め、同じ地域社会の一員として、共に生きていこうとする考え方。

### ◎協働

市民と行政など、異なる主体が同じ目的のために協力して活動すること。

### ◎強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

### ◎高次脳機能障害

主に脳の損傷によって起こされるさまざまな神経心理学的症状が現れ、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る。

## ◎合理的配慮の提供

障害のある人が不自由な思いをしている社会的な要因を取り除くための取り組み。

## ◎こども園

教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つており、3～5歳の子どもは、保護者の就労状況にかかわらず教育・保育と一緒に利用することが可能な施設。

## ◎コミュニティバス

地域の住民の利便向上を図ることなどを目的とし、主に路線区間を定期的に運行する乗合バス。

### 《さ行》

## ◎サロン

誰もが気軽に立ち寄ることができる身近な地域での交流や仲間づくりの場所。

## ◎肢体不自由

身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリストラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害またはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるものの他、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害とされている。

## ◎児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## ◎重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童。

## ◎就労支援

就労意欲があるものの、何らかの理由により就労していない人に対する支援。

## ◎生涯学習

人々が生涯にわたり、生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力を向上させるため、主体的に学び続けることをいう。

## ◎障害者地域自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために自治体や圏域に設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築が挙げられる。また、協議会によってはこの基本的な機能に加え、障害福祉計画の評価・点検機能も担う。海南市は、紀美野町との1市1町により、海南・海草障害者地域自立支援協議会として圏域で設置している。

## ◎ジョブコーチ

就労支援の専門職。就労を希望する障害のある人に対し、職場に同行し、ともに作業や休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助を行う。また、事業主や職場の従業員に対し、障害のある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図る。

## ◎自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

## ◎自立支援給付

「障害者自立支援法」に基づき、障害の種類に関わらず、障害のある人の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス。

## ◎身体障害者

身体の機能に障害がある人。身体障害者福祉法の規定では、①視覚障害、②聴覚または平行機能障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障害がある 18 歳以上の者であり、身体障害者手帳の交付を受けた人。18 歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付はされるが、児童福祉法の適用を受ける。

## ◎身体障害者手帳

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸、免疫機能）に分けられる。

## ◎精神障害者

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されている。

## ◎精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が社会復帰、自立、社会参加の推進を図ることを目的に交付されるもの。障害の程度により、重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受ける必要がある。

## ◎成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

## ◎ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)

インターネット上の交流をつうじて社会のネットワークを構築するサービス。

### 《た行》

## ◎地域生活支援拠点等の整備

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

## ◎地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

## ◎地域福祉

誰もが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、様々な主体（行政・事業者・NPO・ボランティア・住民など）が連携し、制度の充実とともに、人と人のつながりや協働を大切にすることで、自治と共生のまちをつくっていくこと。

## ◎地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する仕組み。

## ◎知的障害者

知能を中心とする精神の発達の遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。都道府県知事から療育手帳の交付を受けた者。

## ◎通級指導教室

通常の小学校・中学校の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対し、主として各教科などの指導を通常の学級で行い、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。

## ◎デイサービス

在宅の障害のある人が通所し、入浴、機能訓練などを提供するサービス。

## ◎特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

## ◎特別支援教育コーディネーター

学校の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となる役割を担う者。

## ◎トライアル雇用

就職を希望する①中高年齢者（45歳以上65歳未満）、②若年者（35歳未満）、③母子家庭の母等、④障害のある人、⑤日雇労働者・ホームレス、を対象に実施される事業で、ハローワーク（公共職業安定所）が紹介する対象労働者を短期間（原則として3か月間）試行的に雇用し、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを行う事業。

## 《な行》

### ◎内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のものをいう。

### ◎ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者などが、そうでない人たちと一緒に普通に生活できるようにすること。

## 《は行》

### ◎発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

### ◎バリアフリー

高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

## ◎ピアカウンセリング

ピア（peer）は「仲間、同輩、対等者」の意。障害のある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障害者等の相談に応じ、ともに問題解決を図ること。

## ◎ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人等がその体験から来る感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。

## ◎ヒアリンググループ

劇場や講堂、体育館などの床や運動場にアンテナ線をあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備。周りの騒音、雑音に邪魔されず、目的の音・音声だけを正確に聞き取ることができる。

## ◎避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障害者などのうち、災害発生時に、自ら避難することが困難で、避難の際に支援を要する者。

## ◎福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種施設や作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

## ◎福祉避難所

災害発生時に、障害者や高齢者等の要支援者を受け入れることが可能な特別の配慮がなされた避難所。

## ◎補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。

## 《ま行》

### ◎民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員であり、ボランティアとして活動する。住民の立場で相談、支援を行うことで社会福祉の増進に努める。また、児童委員を兼ねており、子ども達を見守るとともに、子育てに関する相談や支援を行う。

## 《や行》

### ◎ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

## 《ら行》

### ◎ライフステージ

人の人生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。

### ◎療育

障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと。

### ◎療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。

第3期海南市障害者基本計画並びに  
第6期海南市障害福祉計画及び第2期海南市障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月  
発行：和歌山県海南市  
編集：海南市役所 くらし部 社会福祉課  
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地  
(TEL) 073-483-8602 (FAX) 073-483-8429